

株式会社かいごのみらい 介護職員初任者研修（通信） 学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 この研修は、次の事業者が実施する。

名称 株式会社かいごのみらい（以下、「当社」という。）

所在地 熊本県熊本市東区南町16番8号

（目的）

第2条 高齢化社会が進む中、介護の業務に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、高齢者の能力に応じた基本的な介護業務を行うことができるようにする。

（研修事業の名称及び過程）

第3条 研修事業（以下、「研修」という。）の名称は次のとおりとする。

① 名称 かいごのみらい介護職員初任者研修

② 実施過程・形式 介護職員初任者研修（通信形式）

（受講対象者）

第4条 心身ともに健康であり、介護の基礎知識・技術を習得したい者とする。

（研修場所）

第5条 研修を実施するために使用する会場は、次の通りとする。

① ホテル熊本テルサ2F小会議室

② 熊本市中央区水前寺公園28-51 TEL 096-387-7777

（研修時期及び期間）

第6条 開講時期は7月とし、研修期間は、約3カ月とする。

なお、研修期間及び期日等詳細については、毎年計画後定めることとする。

（定員）

第7条 受講者の定員は、12名とする。

（研修カリキュラム及び日程表）

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラム及び日程表は、別紙のとおりとする。

（担当講師）

第9条 研修を担当する講師は、別紙のとおりとする。

（通信による実施方法）

第10条 通信形式については、次のとおり実施する。

① 学習方法

択一問題・添削課題を期限までに提出する事とする。

合格に達しない場合は、合格するまで再提出を求める。

② 評価方法

70点以上を合格、69点以下を不合格とする。

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じ、評価を行う。

(研修修了の認定)

第11条 終了の認定は次の基準に達したと認められた者に対し行う。

- ① 第8条に定めるカリキュラム全ての履修
- ② すべてのレポート課題の合格
- ③ スクリーニング全日程の出席
- ④ 修了試験の合格（70点以上）

ただし、合格に達しない者は、再試験を行う。

再試験の受講料は、1回につき3,000円を受講者負担とする。

(研修欠席、遅刻、早退、退講の取り扱い)

第12条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合、欠席とみなす。

やむを得ず欠席する場合は、必ず欠席の連絡を行うこととする。

早退は、研修修了10分前まで受講することとし、これに満たない場合、欠席扱いとする。

また、本人のやむを得ない事情により退講する場合は、退講に関する手続きを行い、認めることとする。

(補講の取り扱い)

第13条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うこととする。

(受講者本人の確認方法)

第14条 研修受講生本人と確認できる公的書類（住民票・住民基本台帳カード・マイナンバーカード・健康保険証・運転免許証・パスポート等）により、本人確認を行う。

(受講の手続き)

第15条 申し込み用紙に必要事項を記入後、所定の期日までに申し込みを行い、指定の期日までに受講料を支払うものとする。

(受講料金)

第16条 受講料は59,800円とする。なお、研修開始後はいかなる理由がある場合においても、受講料の返金はできない。

(使用教材)

第17条 研修に使用する教材は、当事業者が指定するものとする。

(修了証明書の交付)

第18条 第11条により終了を認定された者には、当事業所において、熊本県介護職員初任者研修事業実施要項5に基づき修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(受講の取り消し)

第19条 受講生が次に掲げるいずれかに該当した場合は、事業者の判断により受講を取り消すこと(退講)ができる。

- ① 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者
- ② 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる、また、他の受講者の学習を著しく妨げる者
- ③ その他、研修の受講を継続することが、不相当と認められる

(その他留意事項)

第20条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- ① 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修事業実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
- ② 事業実施により知り得た個人情報をみだらに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- ③ 受講者が受講中に知り得た個人情報をみだらに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように受講者の指導を行う。

(施行細則)

第21条 この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当事業者がこれを定める。

(附則)

この学則は平成29年7月1日から施行する。